

議案第91号

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部改正の件

地方自治法第252条の6の規定により、十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約を次のとおり改正するものであります

令和2年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を改正する規約
十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約(平成20年1月30日告示第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「広尾町」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

広尾町の十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会退会に伴い、本規約を改正しようとするものであり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正案	現 行
<p>(協議会を設ける町)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる町（以下「関係町」という。）が、これを設ける。</p> <p>士幌町 鹿追町 芽室町 大樹町</p> <p>本別町 足寄町</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(協議会を設ける町)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる町（以下「関係町」という。）が、これを設ける。</p> <p>士幌町 鹿追町 芽室町 大樹町 <u>広尾町</u> 本別町 足寄町</p>